

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

群馬県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 中部地域

(1) 現況

中部地域は本県のほぼ中央に位置し、基盤整備された農地等を活用し、米麦二毛作を基幹とした土地利用型農業、大消費地向けの野菜の生産、観光農業などが、地域の特色を活かし進められており、消費者ニーズや環境等に配慮した農業など持続性の高い野菜生産が求められている。

効率的・安定的な農業経営のために担い手への農地集積を進める中で、農業用水路や農道などの保全管理のあり方が課題となっており、中山間地域を中心に、農業者の減少や高齢化から農業生産の維持が困難となり、耕作放棄地は増加し、野生鳥獣による農作物の被害が拡大している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体と連携して推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 西部地域

(1) 現況

西部地域は、河川流域沿いの比較的生産条件の良い平坦地域から、その周辺の中間地域、条件の厳しい山間地域まで幅広く営農が行われているが、地形条件的に大規模化に向かない地域が多いため、比較的小規模で、多くの品目が少量ずつ生産されており、消費者のニーズに応えるため、環境にやさしい農業生産が推進されている。

平坦地域では担い手への農地集積を進める中で、農業用水路や農道などの保全管理が課題となっており、中山間地域では、過疎化の進行に伴う集落機能の低下、耕作放棄地の増加、野生鳥獣による農作物の被害の拡大など、地域社会の活力が低下しつつある状況となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体と連携して推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 吾妻地域

(1) 現況

吾妻地域は、耕地が標高300m～1,400mの間に分布し多様な農業形態となっており、管内西部地域では高原キャベツを中心とした大規模な露地野菜の栽培や酪農が、管内東部地域では、こんにゃくを基幹とした複合経営や観光果樹等の産地化が図られている。また、山間地域において

て、高齢者が中心となった切り花・宿根草等の生産が盛んで、特産品として定着しているほか、消費者のニーズに応えるため、環境に配慮した農業の推進が求められている。

近年、農業用施設の老朽化が顕著になり、その保全管理が課題となっており、中山間地域を中心に農業者の減少・高齢化等に伴う集落機能の低下から、耕作放棄地の増加、カモシカ、イノシシ、サル、ニホンジカ等の野生鳥獣による農作物被害が拡大している。

（２）目標

（１）を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体と連携して推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 利根沼田地域

（１）現況

利根沼田地域は、2,000m級の山々に囲まれ、夏季冷涼な自然条件等を活かし、多彩な農業経営が行われている。農地の整備率は高く、大規模なこんにゃく栽培や高原野菜産地が形成されており、首都圏への野菜の供給基地であるとともに、観光果樹園が全域で多く営まれグリーンツーリズム等による交流や、消費者から信頼される安全・安心な農産物を行うため、環境に配慮した持続的な農業生産を通して、地域農業の活性化が求められている。

近年、多様な担い手の参画のもとでの農業用水路、農道等の保全管理のあり方と、中山間地域を中心に農業者の減少・高齢化等に伴う集落機能の低下から耕作放棄地の増加、イノシシ、サル、シカ、クマ等の野生鳥獣による農作物被害の拡大が課題となっている。

（２）目標

（１）を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体と連携して推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 東部地域

（１）現況

東部地域は、管内北部に中山間地帯を含む代表的な平坦農業地帯であり、県内の米麦作付面積の約40%を占める他、都市近郊の立地条件を活かしきゅうり、トマト、なす、ほうれんそう、ヤマトイモ等野菜の生産が盛んであり、総合的病虫害防除技術により、化学農薬の散布回数を軽減し、環境に配慮した農業の推進が求められている。

効率的・安定的な農業経営のため担い手へ農地集積を進める中で、農業用水路や農道などの保全管理のあり方と、中山間地域を中心に、農業者の高齢化、担い手の減少が進み、耕作放棄地の増加、野生鳥獣による農作物被害の拡大が地域農業の課題となっている。

（２）目標

（１）を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を農業者団体と連携して推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域(以下「重点区域」という。)は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

事業計画の期間を踏まえ、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施中、実施を推進する事業を記載することとする。

4 重点区域について

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、第4第2項に定める推進体制を活用する場合はその旨を記載すること。その他、市町村の判断により必要と認められる事項を記載することとする。

と。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者委員会による評価

法第3条第3項各号に掲げる事業の計画的かつ効率的な推進を図るとともに、交付金の交付状況、事業の効果を点検、評価し多面的機能の発揮のための施策検討に資することを目的として第三者委員会を設置する。

2 推進体制の整備

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたり、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市町村、農業団体等の関係者で推進組織を設立し、事業を適切に実施できるよう支援を行う。
- (2) 法第3条第3項第2号、第3号に掲げる事業の推進についても、必要に応じて(1)により設置した推進組織を活用できることとする。

3 関係者間における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、2の推進体制を活用しつつ、関係者間での情報共有と効果的な推進が取り組まれるよう、その連携に努めることとする。